

第3回野生動物委員会の会議概要

(小動物臨床部会個別委員会)

I 日 時 平成18年8月11日(金) 13:30~16:30

II 場 所 日本獣医師会・会議室

III 出席者

【委員長】 羽山 伸一 東京都獣医師会(日本獣医生命科学大学助教授)

【副委員長】 成島 悦雄 東京都獣医師会(東京都多摩動物公園飼育展示課野生生物保全センター長)

【委員】 浅野 玄 岐阜県獣医師会(岐阜大学講師)
加藤 千晴 ー (神奈川県自然環境保全センター自然保護公園部野生生物課副技幹)
小林 眞 大阪府獣医師会(大阪府羽曳野食品衛生検査所副所長)
小松 泰史 東京都獣医師会副会長(新ゆりがおか動物病院院長)
坂庭 浩之 群馬県獣医師会(群馬県北部食肉衛生検査所食鳥検査グループ主幹)
高島 一昭 鳥取県獣医師会(鳥取県動物臨床医学研究所評議員)
本郷 健雄 北海道獣医師会(北海道環境生活部環境室自然環境課)
溝口 俊夫 福島県獣医師会理事(福島県鳥獣保護センター長)
山口千津子 東京都獣医師会(日本動物福祉協会獣医師調査員)

【環境省】 掘上 勝 自然環境局野生生物課外来生物対策室室長補佐

【本 会】 山根 義久(会長)、中川 秀樹(副会長)、
細井戸 大成(小動物臨床部会部会長)、大森 伸男(専務理事)ほか

IV 議 事

- 1 第2回野生動物委員会の検討結果(説明)
- 2 外来生物対策について(環境省説明)
- 3 外来生物に対する獣医師会の考え方(協議)
- 4 特定外来生物の取扱い(協議)
- 5 その他

V 会議概要

会議の冒頭、山根会長から「部会制の発足から1年が経過した。すでに検討の方向性が定まってきた部会もあれば、新たに個別委員会を立ち上げる等の動きが見られ部会もあるが、いずれも活発に活動されている。小動物臨床部会の個別委員会である本委員会は、現在社会的に注目されている野生動物問題、特に特定外来生物等の課題について検討されているところであり、その成果を期待している。」旨の挨拶があった。

1 第2回野生動物委員会の検討結果（説明）

配布資料の確認の後、事務局から、第2回野生動物委員会の検討結果について資料に基づき説明した。まとめとして以下が確認された。

- (1) 「外来生物に対する獣医師会の考え方」、「特定外来生物の取扱い」について、担当委員検討がなされた。
- (2) 「外来生物に対する獣医師会の考え方」については、委員長が大まかな取りまとめの方向性を示し、次回委員会において原案を提示することとされた。
- (3) 「特定外来生物の取扱い」については全国の状況を調査した上で、処分方法の技術的指針を含めて方向を定めることとされた。

2 外来生物対策について（環境省説明）

- (1) 堀上室長補佐から、外来生物法の施行について、資料に基づき大要以下を説明した。
 - ア 外来生物法では、現在80種が特定外来生物に指定され、飼養等の規制がなされている。
 - イ 今後は、特定外来生物等専門家会議の検討状況も踏まえ、さらに特定外来種の指定等に関する作業を進める予定である。
 - ウ 要注意外来生物については、現在148種をリストアップして公表している。
 - エ 実験用サル、オオクチバス及びチュウゴクモクズガニが学術研究及び生業の維持の目的で許可を得て、輸入されている。
 - オ 特定外来種の飼養許可実績について、本年6月30日現在の主な動物の許可数/申請数(単位:件)は、アライグマ64/243、カミツキガメ120/292、オオクチバス86/297等であり、現在も増えている。
 - カ 個体識別措置については、全国的に対応可能なように体制整備を進め、今年中にマイクロチップ埋め込みの義務化を行う予定である。
 - キ 防除については、広域に分布して被害を及ぼす特定外来生物に対して、各地方公共団体が連携した防除を進めるモデル事業を支援していく。アライグマについては、北海道、神奈川、大阪周辺で平成17年度から行っている。
 - ク 国立公園等においては、外来生物対策の一環として、地域の実情をよく知っている地元住民等を雇用する「国立公園等民間活用特定自然環境保全活動事業（グリーンワーカー事業）」を予算化し、従来、実施されていなかった各種の現場作業を進めている。
 - ケ 普及啓発については、外来生物法の概要や特定外来生物の指定等に関し、ホーム

ページ、ポスター、パンフレット等の媒体を活用し、推進していく。

- (2) 外来生物法に基づく特定外来生物の防除事業について、堀上室長補佐から事業の一覧表が示された。
- (3) 環境省の防除事業（奄美大島のマングース、関東・関西地域のアライグマ）における殺処分の例が堀上室長補佐から紹介された。
- (4) 8月7日に開催された第2回鳥獣保護事業ワーキンググループにおける傷病鳥獣関係資料の一部として、「傷病鳥獣保護のための捕獲数」「傷病鳥獣保護に係る都道府県アンケートの結果」「傷病鳥獣に関する基本的な考え方（素案）」が堀上室長補佐から紹介された。

また、委員長から、関連資料として「地方分権前後での鳥獣保護行政担当職員数の比較」及び「都道府県の鳥獣保護管理の実施体制に関するアンケート」が紹介された。

- (5) 質疑応答において、「アライグマにマイクロチップを注入する場合、「犬猫用」とされていることから、効能外使用となってしまう。万一の際、獣医師が全責任を負うことになってしまう。」との意見に対し、堀上室長補佐から、「外来種へのマイクロチップの注入については、農水省との協議では特段の指摘はなかった。」と説明され、大森専務理事から、「一部メーカーのマイクロチップは「動物用」として承認されているものもある。犬猫用を他の動物種に適用するのが心配であれば「動物用」を使用することでカバーできるが、それによって、医療事故等に関する獣医師の責任が全て逃れられるというわけではない。」旨説明された。
- (6) 「鳥獣保護法と外来生物法の規定の整合性において問題が生じることはないのか。」との質問に対し、堀上室長補佐から、「外来生物法で指定したから、鳥獣保護法の規定は無効ということではない。たとえばアライグマの防除に関しても、鳥獣保護法では捕獲の許可に関する規定があり、外来生物法では運搬の許可に関する規定がある。ただし外来生物法で防除の確認手続きを取ることで双方とも不要となる。外来生物法の所管は国であり、防除そのものは防除実施主体が行うが、自治体以外でも防除実施主体となれる。このため、地方自治体は外来生物法に関する事務には直接関与しない。」と説明された。

3 外来生物に対する獣医師会の考え方（協議）

- (1) 「(社)日本獣医師会としての外来生物に対する考え方（委員長素案）」が委員長から、委員長素案に対する各委員からの意見（インターネット上の掲示板に掲示）がそれぞれ紹介されて、委員長素案の修正等に関する検討がなされた。

合意された修正内容は以下のとおりであった。

ア このガイドラインが、生態系の保全を目的としていることを冒頭で述べる。

イ 防除だけが生態系の保全のための手段ではないことを伝えるものとする。

ウ 2. の3) のタイワンザルとアカゲザルに関する記述をまとめる。

エ 2. の3) のについてカブトムシについては交雑種の発生が確認できていないため表現を修正する。

- オ 3. の前文において野生動物救護の問題も触れる。
 - カ 3. の前文の「家畜動物」は「家畜」とする。
 - キ 3. において、野生動物の国内移動の問題も考慮し、本来の分布から外れているものについては、外来生物と同様に考え方を指摘する。
 - ク 3. の2において家庭動物については、地域を問わず適切な対応を求めるようにする。また、「屋内」を「敷地内」等に言い換える。
 - ケ 4. の1) において関連分野の獣医師が対策に関与できるように関係法令の整備が必要であることを示す。
 - コ 記載に当たっては、特定外来生物とそれ以外の外来生物とに分けて整理しなおす。
 - カ 獣医師会としての取組みの中に、獣医師が処分を含めた外来生物問題に積極的に取り組むことを示す。
- (2) 委員長から、「日本獣医師会としての外来生物に対する考え方(委員長素案)」については、上記意見等を踏まえて修正した最終案を作成し、委員長と事務局により取りまとめることとされた。また、「日本獣医師会としての外来生物に対する考え方」は全国の獣医師はじめ関係者に早急に示す必要があるとされ、処分方法等についての取りまとめに先立ち完成させることとされた。
- (3) 「日本獣医師会としての外来生物に対する考え方」の公表方法等については細井戸部会長から三役に相談することとされた。

4 特定外来生物の取扱い(協議)

- (1) 委員長から、委員会報告書における収載項目素案「外来生物対策指針(仮題)」が示された。このうち、前半部分は「日本獣医師会としての外来生物に対する考え方」の内容とすることで了承され、ここでは特に後半部分の特定外来生物対策指針について検討された。動物の処分方法等については、飼育動物について平成8年2月に日本獣医師会が示した「動物の処分方法に関する指針の解説」があるが、野生動物について示されていない。このため、今後のガイドラインの作成に際しては、できるだけ具体的かつ分かりやすいものにするを前提に検討することとされ、協議は進められた。

指針の策定に関する検討において以下の意見が出された。

- ア 防除実施計画策定指針と特定外来生物取扱い指針に分け、前者では盛り込むべき事項と合意形成の手法を、後者では終生飼育と処分方法を示す。
- イ 終生飼育は、誰が、どこで飼育するかを具体的に示す必要がある。
- ウ 終生飼育について、単に「逃げ出さないようにしましょう」とするだけでなく、「適切に飼いましょう」とし、動物種ごとに飼育方法を記載してはどうか。そのことが、動物の福祉を守ることにつながり、一般の人には野生動物の飼育は無理であるというメッセージにもなる。
- エ 処分方法は、第一選択肢としてこれが望ましいという方法と、行うべきでないという方法を示すにとどめる。
- オ 処分について、不動化等の手技については、平成18年4月に環境省から出された「特定外来生物・特定危険動物へのマイクロチップ埋め込み技術マニュアルを参照

することとし、処分の具体的方法のみを示せばよい。

カ 執筆に当たっては、診療施設に持ち込まれた場合、防除実施計画の中で捕獲した場合等、想定した場面ごとの対応の仕方を具体的に示す。法的な整理等を含めて現場で理解されやすいものとする。

キ 防除実施計画策定指針については委員長が素案を作成する。

キ 特定外来生物取扱い指針については、終生飼育についての記載すべき項目、処分方法についての動物種の分類や記載すべき項目を副委員長が整理し、それぞれ執筆担当者を決定して、事務局から執筆を依頼することとされた。

- (2) 事務局から、全国地方獣医師会の協力を得て実施した調査結果「各地における特定外来生物の防除に関する状況等」が示された。
- (3) 小林委員から、大阪府におけるアライグマ処分の詳細な事例が報告された。
- (4) 委員長から、「米国獣医学会：安楽死に関する研究会報告 2000」が示され、参考とする旨が了承された。

VI まとめ

- 1 上記の了承事項に従って以下のとおり取りまとめを進めるものとする。
 - (1) 「日本獣医師会としての外来生物に対する考え方」は、早急に完成させる。
 - (2) 「特定外来生物対策指針」は次回委員会までにたたき台を作る。
- 2 次回委員会は11月に開催する。
- 3 委員長から、「本日は多忙の中ご参集いただき、充実した議論に感謝する。今後とも協力願いたい。」旨の挨拶があり、会議を終了した。